

認可地縁団体設立・運営の手引き

舞鶴市地域づくり支援課

令和4年4月

目 次

I. 認可地縁団体とは

- 1 自治会・町内会等の法人化 1
- 2 法人化制度の趣旨 1
- 3 認可申請できる団体 3
- 4 認可の要件 3

II. 認可申請手続き

- 1 認可申請手続の流れ 5
- 2 事前準備 6
- 3 提出書類について 8

III. 認可・告示

- 1 認可・告示 9

IV. 認可後の地縁団体について

- 1 認可地縁団体の印鑑登録 9
- 2 各種証明書の発行 10
- 3 不動産登記 10
- 4 税金 11
- 5 告示された事項に変更があった場合 11
- 6 規約に変更があった場合 12
- 7 財産目録・構成員名簿の作成 12

V. 認可の取り消しと解散

- 1 認可の取り消し 13
- 2 解散 13

VI. 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

- 1 申請要件 14
- 2 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続き 14

VII. 参考様式集

1 規約作成例	16
2 総会議事録作成例	21
3 財産目録作成例	22
4 参考様式	
① 認可申請書（様式第1号）	23
② 構成員名簿（様式第2号）	24
③ 保有資産目録（様式第3号）	25
④ 保有予定資産目録（様式第4号）	25
⑤ 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第5号）	26
⑥ 証明書交付申請書（様式第6号）	27
⑦ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第7号）	28
⑧ 告示事項変更届出書（様式第8号）	29
⑨ 規約変更認可申請書（様式第9号）	30
⑩ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第10号）	31
⑪ 承諾書（様式第11号）	32

VIII. 参考法令

1 地方自治法	33
2 地方自治法施行規則	40

I. 認可地縁団体とは

1. 自治会・町内会等の法人化

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれます。この地縁による団体の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会等に法人格を認め、法人名義で不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

さらに、令和3年11月26日の地方自治法の改正により、不動産登記等を前提としないものに見直され、不動産等の保有の有無に関わらず、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるようになりました。この認可で法人化した自治会等を「認可地縁団体」と呼びます。

2. 法人化制度の趣旨

地縁による団体を法人化することで、自治会等の名義での不動産等の資産登記・登録手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為も自治会等の名義で行うことができ、会員個人に財産や法的責任が帰属することによるトラブルの回避、対外的信用の獲得といった恩恵を受けることができます。その一方で、地方自治法の規定に従い義務も生じます。次の法人化取得のメリット及び法人化取得後の義務を確認したうえで法人格取得の是非を検討してください。

（1）法人格取得のメリット

- ①法律上の「任意団体」であるときに比べて「法人」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ②法律行為の主体として、法人名義でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- ③会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのままだに継続されます。

④実質的に地縁による団体が占有している不動産であって、登記名義人やその相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、市長に申請して市長が一定期間公告することで、法人名義で所有権の移転登記ができる特例制度があります。

(2) 法人化取得後の義務

①年1回の通常総会の開催が義務となります。

②毎事業年度終了の時（新事業年度開始3か月以内）に財産目録を作成し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

③常に最新の構成員名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

④特定の政党のために利用するような政治活動が禁止されます。

⑤納税の義務が明確化されることから、市税・府税・国税が課税されますので、収益事業を行わない場合は、減免申請等を行う必要があります。

⑥認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続に時間と手間がかかります。

⑦代表者の変更、主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度市長へ届出や認可申請を行う必要があります、市長による告示や認可がなければ効力が発生しません。

⑧破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると50万円以下の過料に処される場合があります。

⑨認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記に代わるもの）は、関係者に限らず誰でも取得できるため、歴代の代表者の氏名や住所が公にされます。

3. 認可申請できる団体

申請できる「地縁による団体」は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自治会等を対象にしています。

【対象とならない団体】

- ①特定の目的の活動を行う団体（同好会、スポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など）
- ②構成員に対して、住所以外の特定の条件（年齢や性別などの制限）を要する団体（老人会や子ども会、青年団、婦人会など）

4. 認可の要件

（1）目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

【解説】地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理、親睦事業など、一般的な自治会・町内会活動のことです。また現にその活動を行っていることと認められるには、過去2年以上の活動実績が必要です。

（2）区域

区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

【解説】区域の表示は、町・字・地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民が容易に区域を認識できる状態であれば、河川や道路等で区域を画することも可能です。また、他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、重ならないように調整する必要があります。

(3) 構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

【解説】構成員は、区域内に住所を有する個人に限られ、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。また、世帯を単位とすることは認められません。相当数とは、その区域の全住民（自治会等に参加していない人も含む）の過半数をいいます。

(4) 規約

規約を定めていること。

【解説】規約には、次に掲げる事項が定められていることが必要です。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

また、それ以外の事項が記載されていても構いません。規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限はありません。

Ⅱ. 認可申請手続き

1. 認可申請手続の流れ

	項 目	内 容
1	自治会等で認可申請の意思決定	要件（目的・区域・構成員・規約）や保有資産の確認を行い、法人格を取得するかを話し合います。
2	規約案や提出書類などの事前相談	申請方法や規約案、提出書類などについて、地域づくり支援課に事前相談
3	総会の開催 認可必要事項の可決	<認可必要事項> ①規約の改正 ②認可申請することの議決 ③構成員の確定 ④保有資産の確定 ⑤代表者の確定
4	認可申請書類の作成・提出	<提出書類> 8ページをご覧ください。 ①認可申請書 ②規約 ③認可申請することについて総会で議決したことを証する書類 ④構成員名簿 ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類 ⑥申請者が代表者であることを証する書類
5	認可要件審査	認可要件を満たしているかどうかの書類審査を地域づくり支援課で行います。審査には2週間～1か月程度かかります。
6	地縁団体の認可・告示	認可要件を満たしていると確認され、市長による認可・告示を行います。
7	各種届出	市長の認可後、不動産登記や契約等が可能となります。また国税・府税・市税に関する届出を行います。

※告示された事項（代表者、事務所の所在地など）や規約に変更があれば、変更届出の手続きを行う必要があります。

2. 事前準備

まずは、認可申請をすることについて、自治会等の中でよく話し合いをして下さい。
地縁団体の認可を受けるためには、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。また、それ以外にも、申請に必要となる下記の重要事項を総会にて決定しておくことも必要です。

(1) 規約の決定

規約には次の事項を定めなければなりません。作成例（16ページ）を基に作成して下さい。規約案ができたなら総会を開催する前に、地域づくり支援課と相談して下さい。

①目的

良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするために活動内容を出来るだけ具体的に定めて下さい。

②名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないように注意して下さい。

③区域

区域は、住民にとって容易に特定できることが必要です。字名、地番、住居番号で表示して下さい。また、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いませんが、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できる資料を添付して下さい。

④事務所の所在地

事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設におくこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。

⑤構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有する個人は全て構成員となれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ない旨を必ず記載しなければなりません。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

⑧資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。

(2) 構成員の決定

認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

(4) 不動産等の確定

保有または保有予定の資産を確定します。なお、認可申請には保有資産（保有予定含む）等の目録の添付は不要です。

3. 提出書類について

認可申請は、当該地縁団体の代表者が次の書類を地域づくり支援課に提出します。

(1) 認可申請書 (23ページ様式第1号)

(2) 規約

※16ページの規約作成例を参照してください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

(総会議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの)

※21ページの議事録作成例を参照してください。

(4) 構成員名簿 (24ページ様式第2号)

(5) 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

(自治会等で作成した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等)

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

①代表者選出についての記載がある議事録で、議長及び議事録署名人の署名及び記名押印のあるもの。

②代表者になることについての承諾書 (32ページ様式第11号) 及び印鑑登録証明書

Ⅲ. 認可・告示

1. 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市長は速やかに認可し、告示を行います（告示までの期間は、2週間～1カ月程度かかります）。

この告示は、法人登記と同様の効果を持ち、法務局への法人登記は必要ありません。

【告示事項】①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所

⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任有無

⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ⑨認可年月日

Ⅳ. 認可後の地縁団体について

1. 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。登録申請は、団体の代表者のみが行うことができます。代理人が申請する場合は、別途委任状が必要となります。なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

(1) 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

①認可地縁団体印鑑登録申請書（26ページ様式第5号）

②代表者の印鑑（市民課に印鑑登録をしてあるもの）

③代表者個人の印鑑登録証明書 1通

④登録をする団体の印鑑

(2) 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

①ゴム印その他の変形しやすいもの

②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの

- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

2. 各種証明書の発行

(1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。証明書交付申請書(27ページ様式第6号)により地域づくり支援課まで請求して下さい。証明書の交付手数料は400円です。

(2) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は団体の代表者のみが申請することができます(代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります)。認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(28ページ様式第7号)により地域づくり支援課まで申請して下さい。証明書の交付手数料は400円です。

3. 不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

※自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は、委任の終了となり、日付けは市長の認可の日となります。

※認可地縁団体は、下記のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

- ① 保有資産(不動産)の増減
- ② 登記名義人の変更(団体の名称及び所在地の変更)

※代表者名の変更は、登記事項でないので、変更登記の必要はありません。

ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には変更登記が必要となります。

4. 税金

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	固定資産税	固定資産税評価額で課税 申請により一部減免措置	固定資産税評価額で課税
府税	法人府民税	均等割のみ課税 申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

5. 告示された事項に変更があった場合

告示事項に変更があった場合は、告示事項変更届出書（29ページ様式第8号）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

6. 規約に変更があった場合

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

- ①規約変更認可申請書（30ページ様式第9号）
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

7. 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受ける時、毎年度終了時（新年度開始3か月以内）に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

V. 認可の取り消しと解散

1. 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- (5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2. 解散

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠けたとき

VI. 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が既に亡くなった人の名義になっている場合で、その相続人の所在が不明であるなど、すべての所有者から名義変更の同意を得ることが困難なケースがあります。そのため、平成 27 年 4 月に地方自治法が改正され、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経ることで、登記関係者の登記を経ずに認可地縁団体へ所有権移転の登記が出来るようにする特例制度が設けられました。

1. 申請要件

- (1) 申請する不動産を認可地縁団体が所有していること。
- (2) 申請する不動産を認可地縁団体が 10 年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名簿人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 不動産の登記関係者（表題部所有者又・所有権の登記名簿人・これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと。

2. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続き

(1) 申請書の提出

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（31 ページ様式第 10 号）
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③申請不動産の所有に係る事項及び特例適用申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類（総会資料及び議事録）
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(2) 公告

申請内容について、市が相当と認めるときは3か月間公告します。

(3) 異議の申出があった場合

公告をした結果、異議の申出があった場合は、公告結果（異議申出あり）を申請団体に書面で通知し、特例適応が中止されます。

(4) 異議の申出がなかった場合

公告をした結果、異議の申出がなかった場合は、異議がなかった旨を証する書面を申請団体に交付します。

(5) 登記手続き

異議がなかった旨を証する書面と登記に必要な書類を持って法務局で手続きすることで、申請する不動産の所有権の保存又は移転の登記手続きを行うことができます。

Ⅶ. 参考様式集

1. 規約作成例

〇〇〇自治会規約（会則）例

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること
- (3) 本会が所有する資産及び施設の管理・運営に関すること
- (4) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (6) その他会の目的達成に必要なこと

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、舞鶴市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、舞鶴市△町×番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内で開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書等をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算案
- (3) 合理的で地域で認められている事項

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、△△市(町)(村)長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

3. 財産目録作成例

【財産目録】

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額(評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1.現金預金			
(1)現金			
現金手許有高			
(2)当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3)普通預金			
〇〇銀行××支店			
2.未収会費			
〇〇年後会費×名			
II 固定資産			
1.土地			
2.建物			
3.構築物			
4.車両運搬具			
5.什器備品、応接セット			
6.電話加入権			
7.有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産(A-B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
2 備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること。

4. 参考様式

(様式第1号)

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び又は形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(様式第3号) 保有資産目録

削除

(様式第4号) 保有予定資産目録

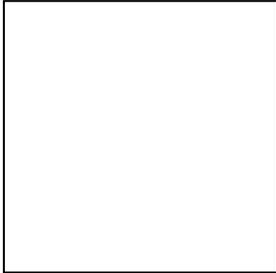
削除

(様式第5号)

認可地縁団体印鑑登録申請書

舞鶴市長 様

令和 年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	() ⓐ	生年月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本 人 住 所
 代理人 氏 名 ⓐ

(注意事項)

- 1 この申請は、本人自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 2 氏名の次に押印する印は、本市において登録されている個人の印を使用してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- 3 (資格) 氏名欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入の上、押印してください。

(様式第6号)

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

申請者の氏名及び住所

氏名

住所

証明書交付申請書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の認可を受けた地縁による団体について、同条第10項の規定により告示された事項に関する証明書の交付を受けたいので申請します。

記

1. 認可を受けた地縁による団体の名称及び事務所の所在地

団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

2. 証明書部数 _____ 部

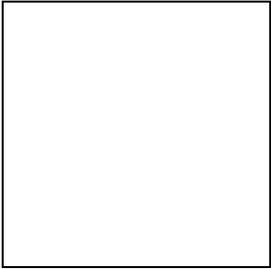
3. 使用用途 登記・名義変更・その他

(様式第7号)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

舞鶴市長 様

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地			
	(資格)	()	生年 月日	年 月 日
	氏 名	ⓐ		
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住 所
代理人 氏 名 ⓐ

(注意事項)

- 1 この申請は、本人自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 2 (資格) 氏名欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入の上、押印してください。

(様式第8号)

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所（新代表者）

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容
2. 変更の年月日
3. 変更の理由

(様式第9号)

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式第10号)

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(様式第 1 1 号)

承 諾 書

私儀、今般、_____の代表者に就任することを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

※添付書類・・・ 印鑑登録証明書（新代表者）

Ⅶ. 参考法令

1. 地方自治法

〔地縁による団体〕

第二百六十条之二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

- 第二百六十条の三** 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

- 第二百六十条の四** 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

- 第二百六十条の五** 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

- 第二百六十条の六** 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

- 第二百六十条の七** 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了

に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする

当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2. 地方自治法施行規則

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
- ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所

- ホ 代表者の氏名及び住所
- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 解散した場合（破産による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- へ 解散年月日

四 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

【告示事項の変更についての届出】

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

【告示事項の証明書の請求】

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

【規約変更の認可申請】

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔電磁的方法〕

第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

〔電磁的方法による決議に係る構成員の承諾〕

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
 - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 申請者が代表者であることを証する書類
 - 四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主た

る事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

【公告に係る情報提供】

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

【公告に係る通知】

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

<作成>

平成 29 年 12 月

<改訂>

平成 30 年 9 月

○Ⅱ. 認可申請手続き 3. 提出書類

「(7) 申請者が代表者であることを証する書類」を明記

○様式第 11 号 (承諾書) を追加

平成 31 年 4 月

○Ⅳ. 認可後の地縁団体について 2. 各種証明書の発行

証明書の交付手数料を 200 円から 400 円に変更

令和 4 年 4 月

○押印の見直し (申請様式及び規約モデルの変更、但し印鑑登録の様式は除く)

○電磁的方法による表決の追加 (規約モデルの変更)

○認可目的の見直し (申請様式の変更)

○ (様式第 3 号) 保有資産目録 削除

○ (様式第 4 号) 保有予定資産目録 削除

【認可地縁団体に関するお問い合わせ先】
舞鶴市 市民文化環境部 人権啓発・地域づくり室
地域づくり支援課（電話 0773-66-1073）